

水先引受事務要領

苫小牧水先区水先人会

<p>受付方法</p>	<p>水先の求めの受け付けは、次のいずれかの方法によるものとする。</p> <p>(1) 合同事務所の窓口における受付 (所在地：苫小牧市元中野町4丁目7番1号)</p> <p>(2) 電話による受付 (電話番号：0144-34-3070)</p> <p>(3) ファクシミリによる受付 (FAX番号：0144-34-6210)</p>
<p>受付事項</p>	<p>水先の求めの受け付けに当たっては、次のすべての事項について、利用者から情報を得るものとする。</p> <p>(1) 船名、総トン数、全長、喫水、多層甲板船該当の有無、速力及び積荷の種類</p> <p>(2) 船舶所有者（水先法第3条）の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) 水先区間及び水先開始予定時刻</p> <p>(4) 輸出免税等（消費税法）該当の有無及び検疫の要否</p> <p>(5) その他利用者から得た特別な事項</p>
<p>当直表</p>	<p>会員の休息時間及び休日確保し、水先の求めの受け付けを計画的に行うことにより、会員の安全かつ確実な水先業務の実施を確保するため、毎週、翌々週一週間分の会員ごとの水先業務の対応体制等を内容とする当直表を作成し、毎週月曜日までに公表するものとする。</p>
<p>受付条件</p>	<p>水先の求めの受け付けに当たっては、次に掲げる事項のほか、「船舶の航行安全」又は「水先人の安定した供給体制」に支障がないことを条件とするものとする。</p> <p>1. 水先人の選任について利用者からの要請がない場合</p> <p>(1) 原則として、利用者から水先開始予定時刻の12時間前までに申し込みされたものであること。</p> <p>(2) 当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域事情等に基づいて作成する安全運航基準に適合したものであること。</p> <p>2. 水先人の選任について利用者から要請がある場合</p> <p>(1) 次のすべての要件を満たすものであること。</p>

	<p>イ 当該水先人が当該要請を応諾すること。</p> <p>ロ 当該要請が水先開始予定時刻の96時間前から72時間前までに申し込みされたものであること。（ただし、24時間前を過ぎても当該水先人が当該要請に応じる旨確認できた場合はこの限りではない。）</p> <p>ハ 当該要請に係る水先の時間が、他の要請に係る水先の時間と重複していないこと。この場合の水先の時間とは、水先業務時間だけでなく、移動時間（3時間）及び休息时间（8時間）を含めるものとする。</p> <p>ニ 以下の条件に該当することにより当該水先人以外の水先人の技術的水準の確保に支障を生じるおそれがないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水先に特殊技術を要するバース又は特定の船舶について、当該水先人を含む特定の少数の水先人のみが当該バース又は船舶の水先を行うことになること。 <p>(2) 当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域事情等に基づいて作成する安全運航基準及び会員の水先業務経験年数等に応じた業務制限に適合したものであること。</p>
<p>会員への連絡</p>	<p>本会が受け付けた水先の求めについては、次に掲げるところにより会員に対し連絡を行うものとする。</p> <p>(1) 水先人の選任に関し利用者から要請があった場合には、遅滞なく、当該要請のあった会員に連絡するものとする。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合には、当直表従って、水先人の休息時間の確保その他の事情を考慮して、遅滞なく、会員に連絡するものとする。</p> <p>(3) 前二号による会員への連絡方法は、電話、ファクシミリその他確実な手段により行うものとする。</p>

水先業務経験年数に応じた業務制限

水先業務経験年数	就業範囲（一級水先人）
2年未満	3万総トン未満の船舶（2万総トン以上の客船を除く。3万総トン未満の危険物積載船については特に制限しないが半年間は業務に当たらないようにする。）
3年未満	すべての船舶（2万総トン以上の客船及び5万総トン以上の危険物積載船を除く。）
3年以上	すべての船舶

（注）大型危険物積載船および大型客船の業務に従事する水先人は、廃業基準年齢未満とする。

苫小牧水先区安全運航基準

苫小牧水先区水



当水先人会では、

1. 基本的な安全運航基準

以下のいずれかに該当する場合は、その間、業務を見合わせる。

- ① 風速 12 m/s 以上
- ② 視程 300 m 未満
- ③ うねり 操船が困難
- ④ 波高 水先人が安全に乗下船できない

2. 水先要請船の最大喫水は、海図記載の水深の10%の余裕を確保すること。

3. その他

- ① 苫小牧港海上安全協議会規約の第1条の目的に基づき、船舶の安全運航確保のための合意事項による。
- ② 東港区コンテナバースについては、当会コンテナ船等の水先引受基準による。
- ③ 私設バースについては、安全運航基準がある場合にはそれによる。

以上